

小竹町農業委員会 第32回総会議事録

- 1 開催日時 平成26年4月10日 午後2時00分から
- 2 開催場所 小竹町役場2階ミーティングルーム
- 3 出席委員（5人）

会長	1番	木原	剛
会長職務代理者	2番	宮野	一男
委員	3番	欠	
	5番	長岡	永客
	6番	林	一宏
	7番	山本	義晴
- 4 欠員 1人
欠席委員（1人） 塔野 泰治
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第81号 農用地利用集積計画について
議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請願いについて
議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請願いについて
議案第84号 小竹町健康づくり推進協議会委員の選任について
議案第85号 下限面積（別段の面積）の設定について
その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	原田	一彦
課長補佐	飯野	浩典
係長	有馬	健太郎
書記	高島	亮太

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、ただ今から小竹町農業委員会第32回総会を開会いたします。

本日の委員6名中6名の委員出席しており総会は成立しております。

会期は平成26年4月10日開催日午後2時00分から会議終了までとします。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、5番 長岡委員、6番 林委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の飯野浩典氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。第1 議案第81号 農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第81号農用地利用集積計画について説明します。

その前に、資料の修正をお願いします。2ページの8番から3ページ20番の備考欄に有り記載されておりますが、更新に修正をお願いします。町長から農用地利用集積計画の審議依頼がきておりますので、審議をおねがいします。

1番の

は、全て更新です。面積は24346㎡となります。以上です。

議長 利用権設定を推進する観点からこの議案を承認することにしたいと思いが宜しいでしょうか。

次に議案第82号農地法第4条の規定による許可申請願いについて議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第82号農地法第4条の規定による許可申請願いについて説明をします。

申請人は、飯塚市で土地の表示は、大字勝野・台帳地目(畑)・現況地目(雑種地)・面積は946㎡です。施設面積は、946㎡で太陽光パネル208枚を設置するそうです。理由は、申請地は鉱害復旧のみなし復旧されているが、農業経営はしておらず申請地に太陽光発電システムを設置し、土地の有効活用を図りたいとの事です。以上です。

議長 地元長岡委員に説明をお願いします。

長岡 4月7日に会長・事務局と現地確認をいたしました。申請人が太陽光パネルを設置したいという事ですが、周辺は、農地として耕作されておらず周辺には影響はなく、許可しても差し支えないと思います。

議長 この案件について、ご意見ご異議はありませんか。ご意見ご質問がないようですので承認することに異議ありませんか。

全委員 異議ない旨を述べる。

議長 異議なしと認め本案を承認します。

次に議案第83号農地法第5条の規定による許可申請願いについて議題としま

す。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第83号農地法第5条の規定による許可申請願について説明します。

譲受人小竹町大字御徳 [] 譲渡人小竹町大字勝野 []
[] 土地の表示は、大字勝野 [] 台帳
地目(畑)・現況地目(畑)面積は、297㎡です。転用理由は、現在借家住
まいをしており、申請地を購入して住宅を建築するものです。以上です。

議長 地元長岡委員の説明をお願いします。

長岡 4月7日に会長・事務局と現地確認を行ないましたが、申請地は農地として耕
作されておらず、周辺には住宅が建築されており、許可しても差し支えないと
思います。

議長 この案件にご意見ご質問はありませんか。無いようですので質疑に入ります。
質疑なしと認めます。本案を承認することにご異議ありませんか。

全委員 異議ない旨を述べる。

議長 議案第84号小竹町健康づくり推進委員の選出についてを議題とします。
事務局説明をおねがいします。

事務局 平成26年4月1日付けで小竹町長から小竹町健康づくり推進委員の任期満了
に伴い、農業委員会会長に選任依頼がきております。任期は、4月1日から平
成28年3月31日までです。今までは、木原会長選任されておりましたが、
元々は当委員会の副会長を選任しておりました。7月に農業委員の改選があり
ます。新しい委員が決まりましたら再度選任されると思います。

議長 今までの選出方法だと宮野委員になりますが宜しいでしょうか。お願いします。
次に議案第85号下限面積(別段の面積)の設定についてを議題とします。事
務局説明をお願いします。

事務局 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定め
る基準に従い市町村野区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内
で別段面積を定め農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、
その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できる事となっ
ており、今年度の下限面積については30アールの変更はおこなわないことで提
案したいと思います。これは、3条資格の資格者認定の下限面積です。
農地法施行規則第20条第1項の適用については、2010年農林業センサス
で管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割で
あるため。

また、農地法施行規則第20条第2項の適用については、平成25年度の農地
法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率が0.7パー
セントの低い現状であるためです。以上です。

議長 宜しいでしょうか。

全委員 異議ない旨を述べる

議 長 これをもちまして第32回総会を閉会いたします

上記は、4月10日開催の第32回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長並びに署名委員が署名する。

平成26年4月10日

議 長 木 原 剛

5番委員 長岡 永客

6番委員 林 一宏